

令和7年4月から入院時の食事療養費の負担額が変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）

所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食490円	1食510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円	1食240円
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食180円	1食190円
	低所得Ⅰ	1食110円	1食110円